

自主防災組織配備資機材に係る管理運用要領

(平成 9年3月13日市長決裁)

(平成11年4月28日一部改正)

(平成29年4月 1日一部改正)

(趣 旨)

第1条 この要領は、自主防災組織の育成及び活性化を図るため、自治会を単位とした自主防災組織に対し配備した防災資機材の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 配備した防災資機材の管理及び運用は、自主防災組織の長又は自主防災組織の長が指名した者（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(管理等)

第3条 管理者は、次のとおり防災資機材の管理を行うものとする。

- (1) 管理者は、防災資機材の保管及び作動状況を把握するため年1回以上防災資機材の点検を行うものとする。また、点検の記録は、様式第1号の防災資機材管理台帳兼管理状況報告書に記入し、管理者がこれを保管する。
- (2) 管理者は、防災資機材を使用した場合は、様式第2号の防災資機材使用記録簿兼活動報告書に記入し、管理者がこれを保管する。

(運用等)

第4条 自主防災組織は、次のとおり防災資機材を運用するものとする。

- (1) 防災資機材の使用方法を習熟するための訓練を年1回以上行うものとする。
- (2) 自主防災組織が主催する防災訓練には、防災資機材の使用訓練を実施するよう努め、会員の防災技術の向上を図るものとする。

(訓練の届出)

第5条 管理者は、防災資機材を使用した訓練等を行う場合は、事前に災害補償制度上で必要とされる様式第3号の訓練実施届出書を危機管理課長又は埼玉西部消防組合狭山消防署 消防管理課長に提出するものとする。

(管理及び活動報告)

第6条 管理者は、前年度の状況を、毎年4月末日までに、様式第1号の防災資機材管理台帳兼管理状況報告書及び様式第2号の防災資機材使用記録簿兼活動報告書により、危機管理課長に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 費用の負担基準については、次のとおりとする。

- (1) 配備した資機材の訓練に使用した消耗品、及び資機材の維持管理に係る消耗品については、自主防災組織の負担とする。
- (2) 資機材使用訓練、当該資機材を使用した自主防災組織の防災訓練により、防災資機材に損傷、破損、故障等が生じた場合は、速やかに危機管理課に連絡するものとする。なお、修理等に要する費用は、市の負担とする。
- (3) 市が主催する防災訓練に参加して使用した消耗品は、市の負担とする。

(消耗品の範囲)

第8条 前条1項の消耗品の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 医薬品及び消火薬剤の入替えに伴う消耗品
- (2) 燃料、バッテリー、潤滑油、グリス等
- (3) 電球、乾電池等
- (4) 浄水機のろ過材
- (5) その他市が適当と認めるもの

(防災資機材の範囲)

第9条 第7条2項の防災資機材の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織結成時に市が貸与したもの（第8条にあげる消耗品を除く）
- (2) その他市が適当と認めるもの

(保管状況の確認)

第10条 危機管理課長は、年1回以上、各自主防災組織の防災資機材の保管状況を把握確認するものとする。

- (2) 危機管理課長は、各自主防災組織における防災資機材の適切な管理及び運用を推進するため、啓発活動に努めるものとする。

(配備期間)

第11条 各自主防災組織への資機材の配備期間は、資機材を受領した日から5年間とする。ただし、各自主防災組織から配備資機材返還の申し出がない限り、1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成11年4月28日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。